

水道法第16条の2第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第1号の規定により、告示する。

令和7年7月8日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定年月日
295	有限会社タナベ興建	田邊 政人	千葉県柏市藤ヶ谷 1123番地4	令和7年7月3日